

新しく印鑑登録される方へ

印鑑登録できる方	静岡市の住民基本台帳に登録してある方 ※「15 才未満の方」、「意思能力を有しない方」は印鑑登録できません。	
申請できるところ	各区の戸籍住民課または支所（お住まい以外の区役所や支所でも申請できます。）	
登録手数料等	登録手数料 3 0 0 円（印鑑登録証明書が必要な場合は、別途 1 通につき 3 0 0 円が必要です。）	
登録できない印鑑	* 機械彫り等で類似印があると認められるもの * 住民基本台帳に登録されている氏・名・旧氏の文字で表していないもの * 印影の大きさが一辺 8 mm の正方形より小さいもの、または一辺 25mm の正方形より大きいもの * 職業・資格その他氏名以外の事項を表しているもの * 竜紋・唐草模様等氏名以外の模様を付したもの * ゴム印、その他印形の変形しやすいもの（プラスチック、アクリルなどの合成樹脂等） * 印影を鮮明に表しにくいもの、ふちのないもの、ふちが 1 / 3 以上欠けているもの * 指輪印、逆さ彫りの印 （その他登録できない印鑑があります。詳細は各区戸籍住民課までお問い合わせください。）	
基本手続き 【登録完了まで 4 日～1 週間】	印鑑登録する本人が申請する場合	1 回目 登録する本人が来庁のうえ申請してください。 照会書（回答書兼委任状）を郵送します。（<u>転送不可</u>。設定がある場合は配達できません。） 〔持ち物〕 ① 登録する印鑑 ② 本人確認資料（マイナンバーカード、年金手帳等） * 登録する本人が来庁できない場合は、登録する印鑑、登録する本人がすべて自署した委任状、代理人の本人確認資料が必要です。・・・「代理人が申請に来庁する場合」を参照してください。 2 回目 登録する本人が、照会書（回答書兼委任状）と本人確認資料を、申請した区役所（支所）に持参してください。印鑑登録証や印鑑証明書が交付されます。 〔持ち物〕 ① 登録する印鑑 ② 本人確認資料（年金手帳等） ③ 回答書 * 登録する本人が来庁できない場合は、登録する印鑑、登録する本人がすべて自署した照会書（回答書兼委任状）、登録する本人と代理人両方の本人確認資料が必要です。
	代理人が申請に来庁する場合	登録する本人がすべて自署した委任状が必要です。（他の方が記入・加筆したものは受付不可） * 委任状の用紙は、各区戸籍住民課、各支所、各市民サービスコーナー、静岡市ホームページで取得できます。 * 自由書式で委任状を作成する場合は、記入日、登録する本人の住所・氏名・生年月日・電話番号、代理人の住所・氏名・生年月日、委任事項を必ず本人が記入してください。 ・ 委任事項の記載例（委任事項が複数ある場合、各々を併記してください。） （新規登録） → 印鑑登録に関すること （印鑑のき損や紛失、または改印） → 印鑑登録の廃止に関すること （印鑑登録証の紛失） → 印鑑登録証の亡失に関すること
特別手続き 【即日登録】	印鑑登録する本人が免許証等を持参する場合	◎ 官公署発行の顔写真付きの本人確認資料をお持ちの場合 登録する本人が、下記のものを持参のうえ来庁してください。 〔持ち物〕 ① 登録する印鑑 ② 官公署発行の顔写真付きの本人確認資料 * 運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1 以降発行）、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど他にも対象となる本人確認資料があります。詳細は各区戸籍住民課までお問い合わせください。
	保証人による申請で来庁する場合	◎ 静岡市に印鑑登録をしている 20 歳以上の方が保証人になる場合 登録する本人が、下記のものを持参のうえ来庁してください。（保証人の来庁は不要） 〔持ち物〕 ① 登録する印鑑 ② 印鑑登録申請書 ・・・ 保証人欄は保証人が必要事項を記入し、保証人の登録印を押印してください。 * 保証人の印影が不鮮明な場合、印の押し直しをお願いする場合があります。

その他、印鑑登録に関してご不明な点は、戸籍住民課へお問い合わせください。

静岡市 葵区役所 戸籍住民課 ☎（054）221－1061

駿河区役所 戸籍住民課 ☎（054）287－8611

清水区役所 戸籍住民課 ☎（054）354－2127